

<令和8年度>

議会事務局 部課長方針



事務局長

小谷野 賢一

事務局次長

津田 伸一

令和8年度 部長方針

部	議会事務局	事務局長	小谷野 賢一
---	-------	------	--------

部の運営方針

1. 業務遂行にあたっての基本的スタンス

市議会が市民の暮らしに直結する予算や条例などの決定や、執行機関の監視など重要な役割を担っていることをひとりひとりの職員が強く認識するとともに、議会の監視力、政策提言力が十分発揮されるよう、議長並びに議員の支援に努める。市議会全体を支える職責の重要性を強く認識し、使命感・責任感を持って業務を遂行する。

2. 重点的に取り組む事業とその目標

- ・議会の機能が十分発揮されるよう、議会活動や議員活動において必要な支援を行う
- ・議会が円滑に運営されるよう、議長はじめ議員との調整、また議会と執行部との調整を十分行う
- ・議会基本条例に規定された事項を着実に実施し、議会改革を推進する
- ・インターネットによる議会中継をはじめ、ホームページや議会だよりなどを活用し、市議会に関する情報を広く市民に提供・公開する
- ・議会報告会が市民との活発な意見交換の場となるよう、実施方法の調査・研究を含めてサポートする

3. 部員に求める必要な心構え

- ・市議会の政策助言スタッフとしての自覚と責任感を持ち業務に取り組む
- ・常に問題意識を持ち、先を見据えた対応を取る
- ・調査・研究・情報収集・交渉・調整等の能力を磨く
- ・議会として必要とされる情報発信を適切に行い、より開かれた議会を目指す
- ・情報管理を徹底する
- ・報告・連絡・相談を徹底する

令和8年度 課長方針

部課	議会事務局	次長	津田 伸一
----	-------	----	-------

課の運営方針

議会が市民の意思と利益を代表する議決機関として機能を果たせるよう、事務局は議会運営のサポートをはじめ、議会の政策立案や監視機能の支援及び執行機関との連携、議会と住民との媒介としての役割を漏れなく実行する。なお、業務の遂行に当たっては、組織目標(部課長方針)に基づき、職員個々が設定した目標を達成できるように、法規や先例の習得及び課題解決に臨むとともに、次の事項を推進する。

- 1.適正かつ円滑な議会運営に必要な支援・調整
- 2.議会基本条例の具現化
- 3.議会情報の発信
- 4.議会報告会の充実

主要事業

事業名	事業内容	目標
議会運営	適正かつ円滑な議会運営の推進	本会議や委員会等の運営を法令や会議原則に則りより適正かつ円滑に推進できるように、全職員の法規習熟度を高め、事例等の調査・研究を継続的に実施する。また、執行部関係各課との連絡・調整を漏れなく行うことで、本会議審議及び委員会審査をより充実したものとするよう取り組む。
議会基本条例の具現化	「議会基本条例」に規定された事項の具現化のサポート	「議会基本条例」に規定された事項を着実に実施するため、必要な情報の共有及び想定される諸課題に関するケースワークなどで職員のサポート力を強化し、議会改革の更なる推進を図る。特に、他自治体の政策等に関する調査・研究を積極的に行い、政策面で党派・議員をサポートする。
議会情報発信	議会だより及び市議会ホームページなどの広報媒体の充実と、インターネットを活用した本会議中継及び録画放映の実施	市民に審議内容等を分かりやすく効果的に提供することで、議会の透明性及び信頼性の確保と、議会への理解の深まりを図り、「より開かれた議会」、「より信頼される議会」をこれまで以上に目指していく。
議会報告会	議会活動報告及び市民と議会の意見交換の場としての議会報告会の運営支援	議会報告会がマンネリ化しないよう、またこれまで以上に多くの市民に興味を持ってもらい、多様な意見を聴取できるように、効果的な議会報告会の開催方法を多角的に検討し、改善を図る。特に、市民の多様な意見を的確に把握できるように、議会への市民参加を促すような議会報告会を目指す。